

# タイ・ビジネス関連法規



LEGAL

スリーパトゥム大学教養学部

日本語ビジネスコミュニケーション学科

学科長 森 康真(Asst.Prof.)

sripatum.thailand@gmail.com

# タイ・ビジネス関連法規

- タイ投資委員会(BOI)関連法
- 輸出入関連
- 商法、企業法関連
- 外国人法関連
- 労務、税務関連 憲法、
- 政策および社会一般関連

# タイ・ビジネス関連法規(和訳)

## 輸出入関連

### 2014年

- ・保健省告示 第367号 (2014年) 「容器に詰められた食品のラベル表示について」 [📄](#) (405KB) 2014年12月
- ・国家農産品食品規格基準局 (ACFS) 告示「農産物の規格基準」残留農薬：最大残留基準値 [📄](#) (830KB) 2014年12月

### 2008年

- ・仏暦二五五〇年・危険物である使用済み電気機具及び電子機器の輸入許可要件についての工場局告示 [📄](#) (182KB) 2008年3月
- ・仏暦二五五〇年・日タイ経済連携協定に基づく輸入割当のある鉄鋼輸入についての商業省布告 [📄](#) (181KB) 2008年3月
- ・事前関税率分類サービスについての告示 [📄](#) (160KB) 2008年11月

### 2007年

- ・日タイ経済連携協定 (要旨) [📄](#) (572KB)

### 2006年以前

- ・輸出入規制品目一覧 [📄](#) (2.8MB)
- ・税関手続における手数料を定める省令 [📄](#) (29KB)
- ・関税法の内容に基づき制定した各種税関手数料規定の改定 [📄](#) (60KB)
- ・関税率緊急勅令第12条に基づく関税率引き下げ及び関税免除の告示 [📄](#) (145KB)
- ・熱延鋼板へのダンピング税徴収免除 及びその他の布告 [📄](#) (267KB) (2006年3月作成)
- ・係官の評価前に出荷したい商品の税額保証の要件についての個別物品税局布告 [📄](#) (119KB) (2006年3月作成)

## 商法、企業法関連

### 2015年

- ・仏暦二五五八年 倉庫・サイロ・冷蔵室法令 [📄](#) (282KB)

### 2013年

- ・仏暦二五五六年 国際道路物品運送引受法令 [📄](#) (230KB)



# タイ・ビジネス関連法規

タイにおけるビジネス展開に必要な各種の制度、法律に関する情報等の掲載(資料01)

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/business/regulations/>



# タイ・ビジネス関連法規

タイにおけるビジネス展開に必要な各種の制度、法律に関する情報等の掲載(資料02)

[https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/tractate\\_pdf/ja/101014\\_Thailand\\_J.pdf](https://www.jurists.co.jp/sites/default/files/tractate_pdf/ja/101014_Thailand_J.pdf)



# タイ・ビジネス関連法規

タイにおけるビジネス展開に必要な各種の制度、法律に関する情報等の掲載(資料03)

タイにおける法的支援のニーズ調査

<http://www.moj.go.jp/content/001206359.pdf>

# ビジネス法務の基礎知識

## 1. 外資規制

- (1) 外国人事業法と個別の業法
- (2) 外資規制と合併スキーム
- (3) 外国人事業許可の要否と取得の難易度
- (4) 土地保有規制
- (5) 投資奨励

## 2. 会社法制

- (1) 日本の会社法との比較
- (2) 非公開会社法の下での機関設計と運営
- (3) 2008年の民商法改正等
- (4) 公開会社法、公開買付規制

## 3. 労務

- (1) 労働法制（労働者保護法・労働関係法・その他）
- (2) 労働組合・従業員委員会・福祉委員会
- (3) 解雇・人員整理
- (4) 労働調停・労働裁判所
- (5) 外国人の労働許可

## 4. その他（商標、仲裁、税務、環境問題、現地事情、等）



LEGAL

# 経営管理から見る法規

## ●投資法

-2017年特定業種国際競争力増進法

-「2017年改正」1977年投資奨励法



# 経営管理から見る法規

## ●投資法：薬事関連

「製薬業及び製薬物質製造事業業種6.8  
への奨励付与(No.S.1/2549)」(資料04)

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/th/business/regulations/boi/pdf/sor1\\_2549jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/boi/pdf/sor1_2549jp.pdf)



# 経営管理から見る法規

## ●薬事法(資料05)

[http://www.thaibiz.jp/?page\\_id=2432](http://www.thaibiz.jp/?page_id=2432)

1967年薬事法

พระราชบัญญัติยา พ.ศ.๒๕๑๐

(改正：1979年、1987年) 2018年10月7日更新

訳：元田時男

前書省略

# 経営管理から見る法規

## ●会社法関連

- 民商法典第22編 パートナーシップと会社
- 1992年公開株式会社法(改正 2017年)
- 1956年登記済みパートナーシップ、有限パートナーシップ、株式会社、社団法人、財団法人の違反に関する法律
- 1999年外国人事業法



LEGAL

# 経営管理から見る法規

## ●BOI Board of Investment

The screenshot displays the BOI Board of Investment website. The main navigation bar includes links for 'BOIのご案内', 'タイの投資環境', 'ビジネスを行う', '投資促進', and 'リソースセンター'. The page title is '投資奨励法' (Investment Promotion Act). The breadcrumb trail shows '投資促進 > 投資奨励法'. The main content area is titled 'Investment Promotion Act' and features a search bar for announcements with a dropdown for 'Select Years' set to 'All Year'. Below this, there are sections for 'Policies' and 'Announcement in 2018'. The 'Announcement in 2018' section contains a table with the following data:

Announcement	Date	Subject	Remark	Status
投資委員会布告 第 Ngor. 1	11-12-2018	件名：業種7.5及び業種7.6の投資		



# 経営管理から見る法規

## ●BOI実務:

-タイの外資政策 投資関連

-BOIとのコンタクト

[https://www.boi.go.th/index.php?page=boi\\_announcements&language=ja](https://www.boi.go.th/index.php?page=boi_announcements&language=ja)



# 経営管理から見る法規

-THAI OTSUKA PHARMACEUTICAL CO.,  
LTD. (資料06)

[https://www.boi.go.th/upload/content/Advanced%20agriculture%20and%20biotechnology\\_Otsuka\\_5a3b42d0396d7.pdf](https://www.boi.go.th/upload/content/Advanced%20agriculture%20and%20biotechnology_Otsuka_5a3b42d0396d7.pdf)



# 経営管理から見る法規

## ●人事・労務:

### 日本人経営管理者について

- 現地法人の業務引継ぎのポイント
- 労働組合について
- 日本における研修、技能実習制度の改正について
- タイにおける労使交渉のルール
- 労働安全衛生について
- 労働裁判所について
- タイの労働関係法について
- 労働関係法（労働組合と労使紛争解決のルール）
- タイと日本の労働法の重要項目の比較
- タイ国の1998年労働者保護法のあらまし
- 労働裁判所設置ならびに訴訟法
- 労使紛争
- 労働者委員会とは何か、その役割は



LEGAL

# 経営管理から見る法規

## ●工場法務

### 1998年労働者保護法

- 1998年労働者保護法に基づく省令第2号（1日8時間を超えない職種）
- 1998年労働者保護法に基づく省令第3号（時間外、休日労働の限度）
- 1998年労働者保護法に基づく省令第4号（祝祭日に労働させてもいい職種）
- 1998年労働者保護法に基づく省令第5号（能力向上のための休暇をとる権利）
- 1998年労働者保護法に基づく省令第6号（年少労働者に禁止する職種）
- 1998年労働者保護法に基づく省令第7号（特別の労働時間を適用する職種）
- 1998年労働者保護法に基づく省令第8号（財産監視業務）
- 2004年農業における労働者保護に関する省令
- 労働に伴う保証または労働者が引起す損害を補償するために保証を要求し受取る基準と手続きに関する2008年労働省告示
- 1998年労働者保護法と異なる保護を与える業務に関する勅令

### 1975年労働関係法

- 1975年労働関係法に基づく省令第1号

### 2011年労働安全衛生環境法

- 2006年労働安全衛生環境に関する省令

### 1994年労働災害補償法

- 2008年使用者が支払うべき医療費を定める省令
- 使用者が納付金を納めなければならない業種、事業規模、地域に関する労働省告示
- 補償金支払いの期間、基準、計算手続きに関する労働省告示

### 1979年労働裁判所法

### 2007年障害者生活向上促進法



# 経営管理から見る法規

## ●会計・税務

### 会計法・税法

- 2000年会計法（最新改正2017年）
- 2014年会計担当者の資格、条件に関する商務省事業発展局告示
- 2004年会計職法（改正：2017年）

### 告示

- 2015年事業発展局告示「会計事務所の品質認証にかかる基準および条件」

# 経営管理から見る法規

## ●その他

- 1992年工場法
- 1992年工場法に基づく省令第2号（工場の安全）
- 2005年産業廃棄物の処理に関する工業省告示（最新）

- 1979年消費者保護法
- 1999年商品・役務価格法
- 1988年工業規格法
- 2008年製造物責任法
- 1979年食品法
- 1967年薬事法
- 2015年化粧品法

- 1979年タイ国工業団地公社法

- 2002年営業秘密法

- 1992年国家環境保護法

- 1990年社会保険法
- 1987年退職基金法

- 2017年市場競争法（独占禁止法）

- 2002年仲裁法



LEGAL

# タイ赴任前研修

## I タイの基本知識と駐在員の生活編

### ◆タイの基本情報

1. 日本からタイへの渡航方法（空路、所要時間、時差）
2. 首都、地方都市、交通機関、在留邦人
3. 民族、宗教、言語、気候・季節
4. 物価、通貨、チップの習慣他



# タイ赴任前研修

## ◆駐在員の生活

5. 住居、電源、飲料水、トイレ、食事

6. 日本人学校、日本人会

7. 日本の情報源(新聞、TV)と日本人向け無料情報誌

8. タイの医療事情

# タイ赴任前研修

## II タイビジネス、マネージメント編(概論)

1. タイに進出する日系企業の現状と形態
2. 業種と進出の狙い／駐在の特徴
3. タイと日本の異文化について
4. 日本人とタイ人の(ビジネスのやり方)「価値観」や「物差し」
5. タイ人の「階級意識」と「グレンジャイ」(遠慮意識)
6. タイ企業における女性の重要性

# タイ赴任前研修

マネージメント事例

＜コミュニケーション＞

事例-1 積極的意見が出ない会議。

事例-2 社員とのコミュニケーション促進策。

# タイ赴任前研修

## マネージメント事例

### ＜方針展開 指示＞

事例-3 報(報告)連(連絡)相(相談)が苦手。

事例-4 改善活動を嫌う。

事例-5 現場に足を運ばない幹部社員。

# タイ赴任前研修

マネージメント事例

＜人材育成＞

事例-6 部下を育成しない上司。

＜離職と採用＞

事例-7 ジョブホップ(給与アップ狙いの転職)の実態。

事例-8 タイ人の採用基準、評価。



# タイ赴任前研修

マネージメント事例

コンプライアンス>

事例-9 社内不正の防止と対応。

<労働争議>

事例-10 労働争議の起きやすい日系企業

# タイ経営実務研修



## I. タイ法人設立

### ◆タイにおける主要なビジネス形態

1. 日本法人・個人
2. タイ側51%以上出資の法人(タイ人)
3. タイ側50%未満出資の法人(BOI認可企業)
4. タイ側50%未満出資の法人(一般企業)

# タイ経営実務研修

## ◆規制法と奨励法

1. 外国人事業法
2. 移民法
3. 外国人就労法
4. 外国人職業規制法
5. 投資奨励法
6. タイにおける製造業とは

# タイ経営実務研修

## ◆外国人労働許可(ワークパーミット)

1. 移民法・外国人就労法
2. 投資奨励法・工業団地公社法
3. 駐在員事務所
4. 地域統括本部

# タイ経営実務研修

## ◆BOI(タイ国投資委員会)

1. BOI認可のメリット・デメリット
2. 申請手順

## ◆非公開株式会社設立手順

# タイ経営実務研修

## II. タイの会計・税務

### ◆会計制度

1. 関係法令
2. タイの会計基準
3. 決算書の監査
4. タイの会計年度

# タイ経営実務研修

5. 会計記録責任者と会計記録担当者
6. 会計記録担当者と監査人

# タイ経営実務研修

## ◆減価償却

1. 償却年数
2. 残存価格
3. 少額資産
4. 償却開始日





# タイ経営実務研修

## ◆税務

1. 関連法令
2. 法人所得税
3. 付加価値税(VAT)
4. 源泉徴収税
5. 個人所得税
6. その他の税金

# タイ経営実務研修

## III. タイの労務

◆日本との相違点

◆労働者保護法逐条解説

# タイ経営実務研修

## III. タイの労務

◆日本との相違点

◆労働者保護法逐条解説

# タイのビジネス・経営実務の情報

<http://www.thaibiz.jp/>

## タイビジネス情報館

ประมวลข่าวสารทางธุรกิจของประเทศไทย

Search here...



重要ビジネス法和訳

BOI

グラフで見るタイ

サイト主宰者

よくある質問

お問合せ

サイトマップ



### ■ タイへの企業進出

- タイの投資環境
- タイで会社設立

### ■ タイにおける経営管理

- 会社法関係
- BOI実務
- タイの人事・労務
- タイの工場法務
- タイの会計・税務

### 📁 はじめに

タイ国はすでに中進国への道を歩んでおり、アセアンの中核としての存在感を示しています。それに呼応して、今後の経済発展は従来の労働集約型から技術集約型へと産業構造の転換を試みています。

このような情勢下、これから進出する企業、すでにビジネスを展開している企業にとってタイの制度情報はますます重要になってきていますが、タイの公用語はタイ語でありますので情報を得にくい事情にあります。

このホームページはタイの制度情報をタイ語の原典から収集し公開するものであります。また、読者のご質問には無料でご回答いたします。メールで回答し難いご質問には、電話、面談にて承りますのでご遠慮なく。

このサイト「タイビジネス情報館」の主宰者については以下の通りとなっています。

# タイのビジネス・経営実務の情報

<http://www.thaibiz.jp/>



重要ビジネス法和訳

BOI

グラフで見るタイ

サイト主宰者

よくある質問

お問合せ

サイトマップ

## ■ タイへの企業進出

- ・ タイの投資環境
- ・ タイで会社設立

## ■ タイにおける経営管理

- ・ 会社法関係
- ・ BOI実務
- ・ タイの人事・労務
- ・ タイの工場法務
- ・ タイの会計・税務

## ■ SME MULTI CONSULTANT ニュース

- ・ ニュース 15号 (190625)
- ・ ニュース 14号 (190307)
- ・ ニュース 13号 (190211)
- ・ ニュース 12号 (190101)
- ・ ニュース 11号 (181201)
- ・ ニュース 10号 (181101)
- ・ ニュース 9号 (181001)
- ・ ニュース 8号 (180901)
- ・ 過去のニュースページ

## ■ 最新情報

- ・ 2019/04/26 タイの対日輸出入額の推移

## 📄 ニュース 15号 (190625)

タイビジネス情報館 > 過去のニュースページ > ニュース 15号 (190625)

### SME MULTI CONSULTANT ニュース 15号 (190625)

タイの法令の新しい話題を簡潔にまとめ、月一回のペースで送信いたします。(西暦 = 仏暦 - 543)

#### 1. 速報！工場法の主な改正点比較：

タイの工場法（旧法）は仏暦2535年の施行から27年の歳月を経て、その間にタイ国内で大きく発展した工業化に対し、工場行政の過剰な厳格さとスピードの遅さが問題視されるようになってきました。そこで軍政プラユット政権（当時）は工場行政の「規制緩和・簡素化・効率化」と「工業省から区役所・特別行政区役所への権限委譲」という二本柱で工場法の部分改正を行いました。本項では、190430付け官報で公示され、180日後の191027に施行されることが確定となっている仏暦2652年工場法第2号（＝規制緩和・簡素化・効率化）と第3号（＝権限委譲）の主なポイントについて速報します。

- ・ 第2号の第4条（旧法第5条）  
工場法適用対象となる工場の規模が「改正前：5馬力以上の設備機械または7人以上の作業員」から「改正後：50馬力以上の設備機械または50人以上の作業員」に。
- ・ 第2号の第8条（旧法第9条）  
「改正前：工場操業監査の権限を工業省の監査官に限定」から「改正後：それにプラスで民間の公認監査士制度を発足、工場操業監査の代行権限や各種届出書の監査代行権限を付与」に。
- ・ 第2号の第10条（旧法第14条、第15条）  
工場許可証の有効期間が「改正前：5年で更新」から「改正後：更新制が廃止（その工場が存続する限り有効）」に。
- ・ 第2号の第11条（旧法第17条）  
「改正後：設備機械が50馬力未満または作業員が50人未満になっても、その工場が存続する限り工場法の適用対象」に。
- ・ 第2号の第11条（旧法第18条(1)、(2)）  
工場拡張許可申請を要する範囲が「改正前：設備機械100馬力以下の工場において、50%以上の出力増強の場合。100馬力

# タイのビジネス・経営実務の情報

<https://arayz.com/columns/vol59-feature/>

## Q&Aと実務解説 タイ・ビジネス 関連法務

タイで企業活動を行うためには、現地のビジネス関連法務を遵守しなければならない。日々の運営に関わる法務、民商法典、企業法、労働法務、企業の拡大・撤退から訴訟まで、ビジネス全般に関係する法律の基礎ポイントを、アンダーソン・毛利・友常法律事務所バンコクオフィス代表の安西明毅弁護士(日本法)にQ&A形式で解説してもらった。

### タイのビジネス関連法体系とは

タイの法体系の位置付けは大陸法系で、日本の法律に類似するものも多い。しかし、タイ証券取引委員会などが規制するM&A法制はコモン・ロー系のイギリス法に近いと言われている。

タイにおけるビジネス展開で関わってくる分野としては、タイ投資委員会(BOI)関連法、輸出入関連、商法・企業法関連、外国人法関連、労務・税務関連、憲法、その他政策など。主な法律としては、民商法典、外国人事業法、投資奨励法、工場法、土地法、工業団

# タイのビジネス・経営実務の書籍



## 最新 タイのビジネス法務

Chandler MHM Limited 森・濱田松本法律事務所バンコクオフィス 編  
A5判並製/340頁  
ISBN:978-4-7857-2523-5

定価:4,320円 (本体4,000円+税)  
発売日:2017/04

購入する

### 詳細

森・濱田松本法律事務所バンコクオフィスに所属し、Chandler MHM Limitedで活動している弁護士を中心に、日系企業がタイにおいて遭遇するであろうビジネスローの重要論点について解説。最新の法改正・実務情報も織り込んだ、タイに関わるビジネスパーソン必読の書。

#### 〈主要目次〉

はじめに

序 章 タイの法制度

第1章 新規進出・外資規制

第2章 会社法

第3章 M&Aの手法および関連する法令・ルールの概観

第4章 資金調達

第5章 不動産法制

第6章 インフラ/発電事業開発プロジェクト

第7章 知的財産法

第8章 労働法

第9章 汚職防止法制

第10章 紛争解決制度

資料 BOI奨励事業一覧

# タイ進出の3つの形態

## 1. 駐在員事務所設立

駐在員事務所は、現地において主に情報収集を行う形態で、企業活動を行うことができません。進出の前段階として利用されます。





# タイ進出の3つの形態

## ● 駐在員事務所で行うことのできる業務

-本社のために、タイ国内で提供されている製品やサービスについて調査すること

-本社がタイから購入した製品について検査を行い、品質及び数量を管理すること

# タイ進出の3つの形態

## ● 駐在員事務所で行うことのできる業務

- 本社がタイに販売した製品についてアドバイスを提供すること

- 本社が提供するサービスや製品について、タイの顧客に情報を提供すること

タイのビジネス情勢について、本社に報告すること

# タイ進出の3つの形態



## ● 駐在員事務所の制限事項

- タイ国内で収入が生じない活動のみを行うことができます
- タイでの販売・購入や、タイにいる者とのビジネス上の交渉を行なうことはできません
- タイでの活動の費用は本社が負担する必要があります

# タイ進出の3つの形態

## 2. BOI企業の設立(投資委員会(Board of Investment)による奨励を受けた企業)

投資奨励法に基づき、一定の恩典を認められた企業です。活動は特定の事業に制限されますが、100%外資による企業活動、税務上の優遇などが認められます。

# タイ進出の3つの形態

## [ 1 ] 特典の内容

(業種により、下記の項目の組み合わせとなります)

- 法人税の減免
- 輸入税の減免
- 外国人就労許可の優遇
- 土地所有の許可



# タイ進出の3つの形態

## [ 2 ] 投資奨励申請のための資格条件

- 一定以上の事業規模
- 立地が条件に合うこと
- 業種が奨励の対象であること

# タイ進出の3つの形態

## [ 3 ] BOI企業設立の要件

- 奨励申請書の提出
- 審査担当官によるインタビュー
- 委員会による案件審査
- 認可通知



# タイ進出の3つの形態

## [ 3 ] BOI企業設立の要件

- 奨励証書の発給
- 事業準備の手続(土地の購入・登記、工場建設、機械の輸入など)
- BOIへの事業報告等





# タイ進出の3つの形態

## 3. リミテッド・カンパニー設立

タイ民商法上のリミテッド・カンパニーを設立します。現地資本を過半数とすれば、活動の制限がないため、多くの企業が選択します。



# タイ進出の3つの形態

## [ 1 ] 株主の決定

3名以上が必要。外資規制のあるサービス業の場合、タイ国籍株主(法人を含む)が51%以上を保有する必要があります。

# タイ進出の3つの形態

## [ 2 ] 資本金の決定

日本人の駐在員をおく場合、そのビザ・労働許可書（ワークパーミット）を取得する必要がある、その際の要件として、一人につき200万バーツの資本金を要求されます。



# タイ進出の3つの形態

## [ 3 ] 取締役の選任・代表権の指定

取締役及び代表権の指定を行います。代表権は複数の取締役が持つようにするなどリスク分散が必要です。

# タイ進出の3つの形態

## [ 4 ] 合弁契約書

タイ国籍株主が51%以上を保有するような場合は、合弁契約書により、株主の権利、会社の運営、利益分配、株式の買取条件、清算方法等について合意が必要です。



# タイ進出の3つの形態

## [ 5 ] 定款

合併契約書の合意を定款に反映させる必要があります。  
議決権の制限や配当についても規定を設けることが可能です。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 1. タイにおける会社

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## ●タイにおける会社の種類

-タイの商事会社は4種類に分かれる。

<b>1) 登記済み普通パートナーシップ (Registered Ordinary Partnership)</b>
--

社員はすべて有限責任。

<b>2) 有限パートナーシップ (Limited Partnership)</b>
--

無限責任社員と有限責任社員で構成される。

<b>3) 非公開株式会社 (Company Limited)</b>
-------------------------------------

株主はすべて有限責任で、株式の公開発行はできない。

<b>4) 公開株式会社 (Public Company Limited)</b>
---

株主はすべて有限責任、株式は一般市民に向けてタイ国証券市場を通じて公募される。




# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

EQUAL

個人事業 (Sole Proprietorship)	税務署への届出のみで事業開始が可能だが、外国人の場合は認められていない。また外国人従業員の所属も認められていない。																											
共同事業 (Partnership, 日本でいう合名会社。利益を確保する目的で2人以上が結合し、共同事業体を形成する。)	株主は会社債務につき無限責任を負う(会社債務に対する責任が出資額に限定されない)ため、ほとんど利用されていない。																											
株式会社 (Limited Company)	<p>非公開株式会社と公開株式会社とがある。証券取引所に上場をしているかどうかの違い。タイに進出する日系企業の多くが、非公開株式会社のうちのタイ現地法人となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>非公開株式会社 (民法法典規定)</th> <th>公開株式会社 (公開会社法規定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発起人の最低人数</td> <td>3名以上</td> <td>15名以上</td> </tr> <tr> <td>株主の最低人数</td> <td>3名以上</td> <td>15名以上</td> </tr> <tr> <td>株主の公募</td> <td>不可</td> <td>可能</td> </tr> <tr> <td>社債の公募</td> <td>特定の場合のみ可能</td> <td>可能</td> </tr> <tr> <td>取締役の人数</td> <td>最低1名以上</td> <td>5名以上</td> </tr> <tr> <td>取締役の居住地条項</td> <td>規定なし(但し、各種手続き時にタイ在住でない)と支障がある)</td> <td>半数以上が国内居住者</td> </tr> <tr> <td>取締役会</td> <td>規定なし(非公開会社では取締役会を設置する必要もない)</td> <td>3か月に1度以上、取締役半数以上の出席がある場合、取締役1人1議決での頭数多数決となる。</td> </tr> <tr> <td>外部会計監査人 監査役</td> <td>必置 規定なし</td> <td>必置 3名以上</td> </tr> </tbody> </table>		非公開株式会社 (民法法典規定)	公開株式会社 (公開会社法規定)	発起人の最低人数	3名以上	15名以上	株主の最低人数	3名以上	15名以上	株主の公募	不可	可能	社債の公募	特定の場合のみ可能	可能	取締役の人数	最低1名以上	5名以上	取締役の居住地条項	規定なし(但し、各種手続き時にタイ在住でない)と支障がある)	半数以上が国内居住者	取締役会	規定なし(非公開会社では取締役会を設置する必要もない)	3か月に1度以上、取締役半数以上の出席がある場合、取締役1人1議決での頭数多数決となる。	外部会計監査人 監査役	必置 規定なし	必置 3名以上
	非公開株式会社 (民法法典規定)	公開株式会社 (公開会社法規定)																										
発起人の最低人数	3名以上	15名以上																										
株主の最低人数	3名以上	15名以上																										
株主の公募	不可	可能																										
社債の公募	特定の場合のみ可能	可能																										
取締役の人数	最低1名以上	5名以上																										
取締役の居住地条項	規定なし(但し、各種手続き時にタイ在住でない)と支障がある)	半数以上が国内居住者																										
取締役会	規定なし(非公開会社では取締役会を設置する必要もない)	3か月に1度以上、取締役半数以上の出席がある場合、取締役1人1議決での頭数多数決となる。																										
外部会計監査人 監査役	必置 規定なし	必置 3名以上																										
支店 (Branch office of foreign company(外資100%))	外国事業法上の制限により、銀行以外に設置が認められるケースが少ない。																											
駐在員事務所 (REP: Representative Office(外資100%))	情報収集や研究開発、事業支援、人事管理等、非営利活動を目的とした事務所。日タイ租税条約上、法人税の課税がない代わりに、営利活動ができない。近年は、駐在員事務所のまま営業活動を行うケースへの規制や、新規設立の審査が厳しく認められにくい。																											
地域統括事務所 (IHQ: International HeadQuarters(外資100%))	多国籍企業がタイ国内に地域統括会社を設立して本社の代わりに経営管理に関するサービスを提供する目的でタイの法令に基づいて設立された会社。商取引はグループ内のみ限定される。																											

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

LEGAL

タイでの株式会社(Limited Company)設立までのフローと設立代行費用		
項目	内容	所要期間
事前調査と検討 【一番重要】	<p>あらかじめ、目的を明確化し、事前調査をした上でご検討を。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 起業／進出目的</li> <li>- 進出場所の調査(家賃、地価、法律上の規制・恩典などの有無)</li> <li>- 原価計算(仕入先の有無、現地調達した場合の質の問題、流通コスト、関税、人件費)</li> <li>- 売上予想(競合企業調査、顧客訪問、マーケティング調査など)</li> <li>- 派遣する駐在員選任</li> <li>- 開業スケジュールの目処</li> </ul>	時間の許す限り
起業・進出に向けての準備	<p>上記の検討後、具体的なアイデアを練る必要があります。登記簿への記載事項となる次のもの、会社名(商号名)、事業目的(外国人事業法の規制業種等を参考に事業形態を考える・製造業以外はこちらをご参照に)会社設立場所の決定(会社設立前なので個人名で賃貸契約をする)、タイ人協力者または従業員となるタイ人4名、商号(会社名)案3つ、設立後の株主構成案など。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業目的</li> <li>・ 事業予定地</li> <li>・ 商号案</li> <li>・ タイ人スタッフ有無</li> <li>・ 株主構成案</li> <li>・ 駐在員日本人数</li> <li>・ . . . 等々</li> </ul> </div>	
商号予約	<p>会社名予約、社判の作成、名刺や会社看板も。</p> <div style="text-align: center;">  </div>	1-4営業日
会社登記	<p>発起人申請 基本定款(MOA:Memorandum of Association)と付属定款(AOA(Articles of Association)の作成と登記 株式の発行と払込み、引受 創立総会 賃貸契約を会社名義に変更、会社看板の作成等も。</p>	1-2週間
税務登記	VAT登録	1営業日(但し、登録後60日後に取得)
社会保険登録	社会保険登録	1営業日
ライセンス取得	事業によってライセンス・協会へ加盟する必要あり	まちまち
ビジネスビザ申請	滞在許可(これ以前は会社が無い段階なのでビジネスビザは取れていません)	タイ国内で申請する場合3ヶ月分の納税書類取得次第
ワークパーミット申請	労働許可	
個人納税番号取得	外国人への給料が会社の経費となります	労働許可後すぐ

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

-この中で最も多いのが3の非公開株式会社で、外資系の進出企業は日系企業も含め、ほとんどがこの形態である。

## ●非公開株式会社の特徴

非公開株式会社は以下のような特徴を兼ね備えている。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

- 株式の公開募集はできない
- 株式は分割で払い込む(初回25%、その後は取締役会の要請に応じて随時)
- 取締役は独立して業務執行に当たるが、株主の連帯責任

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

- タイの商法の規定上、監査役はない
- 取締役は最低1名
- 日本の株式会社のように会社のすべてを代表する代表取締役の明確な規定はないが、会社の重要事項を拘束する署名権者がいる
- 株主総会の議決は株主1名に対して、1票が原則
- 社債は発行できない

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

-減資する場合は登録資本金を元の4分の1以下にすることはできない

## ●外国人資本による非公開株式会社の留意事項

外国人事業法の規定により、外国企業(株式数の過半数を外国人または外国企業が占める会社)は、1)特別の理由により外国人が従事できない事業(9業種)、

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

2) 国家の安全、文化的な影響、伝統、民芸品、自然環境に関する産業のため従事できない事業(13業種・閣議承認を得て、商務大臣の許可が必要)、

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

3) 外国人に対してタイ人が十分な競争力を有していない産業のため従事できない業種(21業種・外国人事業委員会承認を得て、商業省商業登記局長の許可が必要)というように、タイで従事できる業種が限定されている(詳細は「外国人事業法に関して」の項を参照)。



# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

同じく、外国人事業法では、外国人がタイの地で就労するための労働許可証の取得には、原則として最低200万バーツ以上の資本金が必要となる。しかし、最低投資額として業種ごとに省令で金額が定められており、規制業種に該当しない場合は最低200万バーツ、規制業種に該当する場合は最低300万バーツを投資しなければならない。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 2. 非公開株式会社の設立手順

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 2.1 会社名予約

会社名(商号)を決定し、その予約申請をする手続き。類似商号がなく、予約許可ができればその商号を用いて会社登記が可能。第3希望まで申請できる。許可から30日以内に次の基本定款登記をしないと無効になる。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 2.2 基本定款登記

タイの会社法では、定款は基本定款(会社の目的)と付属定款(会社の内規)のふたつがある。以下の事項を登記する作業。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

- 社名
- 本社所在地(都・県名)
- 登記資本、株式数および一株あたり額面金額
- 会社の目的
- 発起人7名の国籍、氏名、住所、職業、年齢、持株数
- 株主の責任は有限であることの宣言

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

基本定款の登記料は、登記資本金10万バーツあたり50バーツ、最高限度額2万5千バーツとなる。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 2.3 設立総会の開催

発起人は設立総会を開催して、以下の事項を決議しなければならない。

設立総会から3カ月以内に会社の登記を行わなければならない。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

- ・ 株式引受人の名簿の確認(氏名、役職、住所、引受株式数)
- ・ 付属定款の採択
- ・ 発起人の行為、支払った経費の追認(追認されなかった場合は発起人は連帯して無限責任を負う)
- ・ 優先株がある場合、それに関する事項



# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

- 金銭以外で払い込まれる株式の総数
- 最初の取締役、会計監査人の選任、権限の決定

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 2.4 株式の払い込み

株式の払い込み証明は、従来は登記の際に要求されていなかったが、2002年より会社設立登記、増資登記にあたっては、以下のいずれかの書類を提出して払い込みの証明をしなければならなくなった。

- 会社の財務状態を示す銀行の書類
- 払い込みを証明する書類
- 払い込みと株金の保管を証明する書類

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 2.5 会社設立登記

以下の事項を登記する手続き。

- 会社名
- 本社住所
- 資本金
- 株式総数
- 初回払込済資本金額

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

- 取締役及び代表取締役の氏名、住所、年齢、職業
- 代表取締役の代表権の形態および署名
- 公認会計士の氏名及び認可番号
- 会計年度(年月日)
- 会社印の登記書
- 設立総会議事録

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

登記料は、登記資本金10万バーツあたり500バーツ、  
最高限度額25万バーツとなる。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 2.6 税務関係登録手順

以上で会社の登記は完了するが、今度は税務関係の登録が必要になってくる。登記所と税務署の距離や完了の時間にもよるが、会社登記をした当日でも税務関係登録は可能である。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 2.7 会社納税登録カード

納税者番号を受け取るための申請。個人、法人共カードの様式は同じになる。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 申請必要書類:

- ・ 登記関係書類原本とコピー
- ・ 会社登録証コピー
- ・ 事務所が賃貸の場合契約書原本とコピー、または使用許諾書原本とコピー
- ・ 事務所所在地の住居登録証コピー



# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

- ・ 賃貸事務所のオーナーの国民IDカード及び住居登録証コピー(法人の場合会社登記簿も)
- ・ 委任状
- ・ 署名する役員の国民IDカード及び住居登録証又はパスポートコピー

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 2.8 付加価値税(VAT)登録

この申請をすると約2~3カ月後には、登録証“ポー・ポー20”が発行され、申請の翌月から納税義務が発生する。

申請必要書類:

- ・ 納税カード申請の1~7番目と同書類
- ・ 基本定款登記書類一式

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

- 株主名簿
- 会社規定・会社設立総会議事録(登記されたもの)
- 会社案内地図
- 社名看板付事務所写真、建物ビル全体の写真(住居番号、所在地の分かるもの)
- 会社納税カード
- 会社代表者納税カード

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 2.9 社会保険加入手順

従来の社会保障法では、社会保険の適用事業所は従業員20人以上雇用の事業所であったが、2002年の法改正で1名以上の事業所が適用事業所となった。会社設立直後で、タイ人の役員または従業員が1名の場合でも、雇用の開始日が加入手続の日となる。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 社会保険加入必要書類:

- 申請書
- 社会保険拠出金
- 会社登記簿のコピー
- 会社登録証のコピー
- 会社の業務目的細目のコピー

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

- VAT登録申請書のコピー
- 会社所在地の地図
- 委任状
- 署名する役員の国民IDカード・住居登録証コピー、またはパスポート・労働許可証(既に所持している場合)のコピー

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 3. タイの会社法の特徴

●タイの会社法は、非公開株式会社を対象にした法律であり、公開株式会社にはこれとは別に公開株式会社法が存在する

●タイでは非公開株式会社の存在がまだ大きく、企業グループは公開株式会社と非公開株式会社から構成されている

また、以下のように資本金の形態に違いがある。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

タイ	日本
登録資本	授權資本
Registered capital	Authorized capital
会社設立に当たっては、登録資本金に相当する株式を全数発行し、各株式について25%以上払い込めば会社の登記が完了する(=株式の分割払い)。その後は取締役の請求により、未払い分を順次払い込む。 (※但し、BOI奨励企業の場合は、操業開始までに全額払い込むことを要求される)	授權株式ともいう。会社定款に記載された、会社が発行することのできる株式の総数のこと。会社の設立に当たっては、授權資本のうち、実際に4分の1以上を発行すればよい。会社設立以降は、取締役会の決議で株式の総数の範囲で新株を発行することができる。また、授權株式数を発行済株式総数の4倍を超えて増加することはできないという制限が設けられている。



# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 会社法の罰則

-会計帳簿、書類、証拠の偽造、改ざんを行ない、会社の利益を害した責任者(取締役など)は、7年以下の懲役または10万バーツ以下の罰金、もしくはその両方が課せられる。会計監査人が不正確な決算書類を正確と証明した場合、また虚偽の報告をした場合、1年以下の懲役または2万バーツ以下の罰金、もしくはその両方が課せられる。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

-資本の半分に相当する損失があった場合、また株主から要求があった場合に臨時総会を召集しなければならず、取締役がこれを怠った場合は1万バーツ以下の罰金である。また、取締役は決算書の複写を総会終了後1カ月以内に商務省へ提出する義務、正しい会計帳簿を備える義務、株主総会の議事録を保管する義務があり、以上を怠った場合は5万バーツ以下の罰金が課せられる。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

株券を株主に発行することが義務付けられており、発行手数料は50サタンを超えないこととなっている。株券には、会社名／株券が代表する株式数／額面／払込済み額／記名・無記名であるかといった記載事項を定めている。以上に違反した場合、会社に対して1万バーツ以下の罰金が課せられる。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

- 自社株の所有、質受けを禁止しており、これに違反した場合は会社に対して10万バーツ以下の罰金が課せられる(但し、公開株式会社については、財政建て直しの場合などにおいて自社株の取得は認められている)。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

-付属定款の変更は株主総会の特別決議事項とし、更に決議から14日以内に商務省に変更登記することを求めている。この登記を怠った場合、会社は2万バーツ以下の罰金が課せられる。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

-各株式については額面の4分の1以上が払い込まれれば会社登記は成立するが、全額払い込みが行われるまでは、いかなる文書にも登録資本の額を表示してはならないと定めており、これに違反した場合は会社に対して2万バーツ以下の罰金が課せられる。BOI認可企業については操業開始までに全額払い込むことが要求されているが、そうでない場合は全額払い込まずに操業を続けている会社も多く、注意が必要といえよう。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 4. 外国人事業法について

1972年に施行され、1999年に改正されるまでの27年間運用されてきた旧外国人事業法が、タイにおける外資政策に大きな役割を果たしていた。しかしアジア通貨危機発生により、外資導入を推進力とした経済再建の必要性から、1999年10月に改正法が成立、翌2000年3月に施行された。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

外国人事業法では、下図のように外国人参入規制業種を3種類に分けている。



**(1) 特別の理由により外国人が従事できない事業 (9業種)**

- 1) 新聞発行、ラジオ、テレビ
- 2) 農業、果樹園
- 3) 畜産
- 4) 林業、木材加工 (天然)
- 5) 漁業 (タイ海域、タイ特別経済地域内)
- 6) 薬草採取
- 7) 骨産品 (取引、競売)
- 8) 仏像及び僧鉢の製造、鋳造
- 9) 土地取引

**(2) 国家の安全、文化的影響、伝統、民芸品、自然環境に関する産業のため従事できない事業 (13業種)**

(閣議承認を得て、商務大臣の許可が必要)

**(A) 安全保障**

- 1) 製造、販売、補修  
(銃、銃弾、火薬、爆発物及びそれらの部品、武器及び戦闘用船、飛行機、車輛、すべての戦争用の備品、部品)
- 2) 国内陸上・海上・航空運輸および国内航空事業

**(B) 文化・工芸の保護**

- 1) 骨産品・民芸品販売
- 2) 木彫品製造
- 3) 養蚕・絹製糸・絹織布・絹織物染色
- 4) タイ楽器製造
- 5) 金銀製品・ニエロ細工・黒金象眼・漆器製造
- 6) タイ文化・美術に属する食器製造

**(C) 環境・資源の保護**

- 1) サトウキビからの精糖
- 2) 塩田、塩土での製塩
- 3) 岩塩からの製塩
- 4) 爆破・砕石を含む鉱業
- 5) 家具および調度品の木材加工

**(3) 外国人に対してタイ人が十分な競争力を有していない産業のため従事できない業種 (21業種)**

(外国人事業委員会承認を得て、商業省商業登記局長の許可が必要)

- 1) 精米・製粉
- 2) 漁業 (養殖)
- 3) 植林
- 4) ペニア板・チップボード・ハードボード製造
- 5) 石灰製造
- 6) 会計サービス
- 7) 法律サービス
- 8) 建築設計サービス
- 9) エンジニアリングサービス
- 10) 建設業

(ただし外国人投資が5億バーツ以上で特殊な技能を要する建設 (インフラ、通信等)、その他の省令で規定された建設業を除く)

11) 代理・仲介業

(ただし証券・農産物の先物取引、金融商品売買に関するサービス、同一グループ内の生産に必要な財取引、外国人資本1億バーツ以上の国際貿易仲介、その他省令で規定された代理・仲介業を除く)

- 12) 競売 (骨産品・美術品以外の国際競売、その他省令で定める競売)
- 13) 国内農産物の国内取引
- 14) 資本金1億バーツ未満、または一店舗あたり資本金2,000万バーツ未満の小売業
- 15) 一店舗あたり最低資本金1億バーツ未満の卸売業
- 16) 広告業
- 17) ホテル業 (ただし、マネジメントを除く)
- 18) 観光業
- 19) 飲食物販売
- 20) 植物の繁殖・品種改良
- 21) その他サービス業 (省令で定めるものを除く)

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

上記制限事業に関しては、年に最低1回開催される外国人事業委員会での検討を経て、法律や勅令によって変更される。外国企業は、第1項に規定されている業種に参入することはできないが、第2項に関しては、内閣の承認を得て商務大臣の許可があれば参入可能である。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

同様に第3項に関しては、外国人事業委員会の承認を得て商業省商業登記局長の許可があれば参入可能である。しかし、従来通り、第2項、第3項に該当する制限事業であっても、投資奨励法や工業団地公社法によって投資奨励を受けていれば参入が可能である。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

また、外国人がタイで事業を開始するに際して、新たに最低投資額を規定している。金額は業種ごとに省令で定められるが、規制業種に該当しない場合は最低200万バーツ、規制業種に該当する場合は最低300万バーツを投資しなければならない。タイ資本マジョリティの法人には最低資本金の規制はない。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 5. タイ進出形態

タイで外国人がビジネスを始める(=法人を設立する)場合は大きく3種類に分かれ、ひとつが現地法人、もうひとつが駐在員事務所、最後が地域統括事務所となる。しかし、外国人事業法による規制で事業内容に制限があることから、実際にはタイの会社法に基づいて、現地法人を設立して活動する日系企業が多いのが実状である。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

現地法人といっても、タイ資本が過半数の株式を保有するもの、外資が過半数の株式を保有するものがある。外資が50%以上を保有する場合、外国人事業法の規制対象となるが、BOI(タイ国投資委員会)の認可事業においては、この法律の枠外となり、外資100%が認められている。BOIかIEAT(タイ国工業団地公社)の奨励を受けるか、どちらの奨励も受けないかで、受けられるメリット・デメリットが大きく分かれてくる。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

	BOI	IEAT	奨励を受けない
従事可能な業種	奨励業種に挙げられている業種	BOI奨励業種の外、生産活動、サービス活動も認められる	外国人事業法で規制される業種には従事できない
外資割合	ほとんどの場合、外資100%が可能	外国人事業法の規制業種を営む場合、外資を50%未満とする必要がある	外国人事業法の規制業種を営む場合、外資を50%未満とする必要がある
土地購入・所有の可否	認可を受ければ出資比率にかかわらず土地取得が可能	認可を受ければ出資比率にかかわらず土地取得が可能	土地法により資本持分の49%を超えて外国人が保有している場合、原則として土地の所有権登記はできない
法人所得税	減免恩典あり	減免恩典なし	減免恩典なし
機械・設備にかかる輸入税	減免恩典あり	減免恩典なし但し、輸出加工区に入居する場合は輸入にかかる租税はすべて免除	減免恩典なし
輸出用製品の原材料にかかる輸入税	輸出用製品の原材料にかかる輸入税	減免恩典なし但し、輸出加工区に入居する場合は輸出用製品の原材料であるかどうかにかかわらず免除	減免恩典なし但し、輸入時に輸入税に対する保証金または銀行保証を税関に差し入れ、輸出後に輸出証明により保証金等を還付してもらうことができる

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## ■ BOI(タイ国投資委員会、Board of Investment)

BOIとは、国内外の投資奨励を行なう機関で、認可を受けると以下のような特典を受けることができる。

法人所得税、輸入関税等の減・免税／輸送、電力、水道の経費の割増控除／設備の据付、インフラ建設費用の割引の控除／労働許可、ビザの延長が容易／外国会社の事業用土地所有



# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

BOI では工場の立地条件により、ゾーン制をしいている。どのゾーンに工場を設置するかにより、受けられる恩典の減・免税期間、比率が異なってくる。

■IEAT (タイ国工業団地公社、Industrial Estate Authority of Thailand)

<http://www.ieat.go.th/>

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

IEAT とは、工業団地の整備・管理・運営をする国営企業である。IEAT が直轄する工業団地、または民間工業団地との共同運営の工業団地、どちらの工業団地内に工場があっても IEAT から受けられる恩典には差異はない。それぞれの工業団地は特色があるため、地域別の選択と共に、事業者の条件に合う工業団地の選択が必要となってくる。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

IEAT から工業団地内の土地取得または賃借が認められた場合、以下のような恩典を受けることができる。

外国人出資比率49%でも土地所有が可能／労働許可、ビザの延長が容易／工場建設許可や工場設置許可等の手続きをIEATを通じて行なうことが可能／Export Processing Zone (輸出加工区) では輸入機械、原材料にかかる関税、付加価値税などは免除される

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

## 6. 合併契約について

タイ側パートナーとの合併(共同で事業をするための資本提携)事業を開始する場合、契約に関する交渉は最も重要かつ核心的作業といえるだろう。合併契約は、合併会社の設立、運営、各合併当事者の権利や義務に関する基本的な契約であるため、契約内容に自社の目的と意志を適確に反映できるか否かは、その後の合併事業に大きな影響を与えることになる。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

まずは、タイに進出する自社の目的や目標、合弁会社を設立する理由、合弁会社やタイ側のパートナーに期待することなどを慎重に検討し、自社の方針、戦略といったものを明らかにすることが最も大切である。これらは合弁交渉の原点になるため、交渉の進め方、確実に抑えたい点、妥協可能な点といった判断は、すべてこの原点に立ち返って判断をすべきである。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

正式な合併契約の交渉に入る前に、信頼できる合併パートナーを選ぶことが最重要課題であることはいうまでもない。合併パートナーとなる企業については、時間をかけて綿密な調査を行なうことをお薦めする。相手の言うことを鵜呑みにして、よく調査しないままに合併会社を設立するのは非常にリスクな行為である。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

合弁契約 (Joint Venture Agreement) の交渉においては、以下の点が重要なポイントとなる。

### 1) 出資（出資額、出資割合、出資方式など）

出資比率はどのような割合にするかなど、合併会社設立の目的に適合するかどうかという視点からの検討が必要。他に、タイ側が土地使用权、建物、設備などで現物出資をする場合も入念な調査が必要。

### 2) 各当事者の業務分担、責任範囲

合併会社設立手続き、運営など、タイ国内での作業については、タイ側パートナーの協力が必要な場合が多くなる。それぞれの責任範囲を明確に記載しておくことが肝要である。-

### 3) 取締役に関する事項

人数、権限、取締役会議の頻度や運営方法など。タイの非公開株式会社は、取締役が独立して執行に当たるが連帯責任があるため、重要な取引については、取締役会議の席で決議するように決めておいた方がよい。-

### 4) 株式に関する事項

株式の譲渡に制限を設けたり、増資したりする場合の新株の引き受けに関する取り決めなど。-

### 5) 契約に関する事項

契約期間の開始・終了、契約に違反した場合などの取り決めなど。-

### 6) 紛争解決（仲裁条項、仲裁する場所・機構など）

紛争が生じた場合、その最終的な解決方法として、仲裁にするか裁判にするか、またどこを仲裁機関にするかなどを取り決めることができる。日本には日本商事仲裁協会 (<http://www.jcaa.or.jp>) という専門機関がある。-



# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

合弁契約の他にも、以下のような契約書を交わす必要性が考えられるため、合弁会社の事業内容に応じて、漏れのないように万全の体制を取りたいものである。

## 会社設立の流れ: 非公開株式会社

### ● 製造技術許諾及び技術援助契約 (License and Technical Assistance Agreement)

製造技術許諾及び技術援助契約で規定すべき主要な事項の検討を行ない、製造技術許諾の範囲などが契約書の主な内容となる。

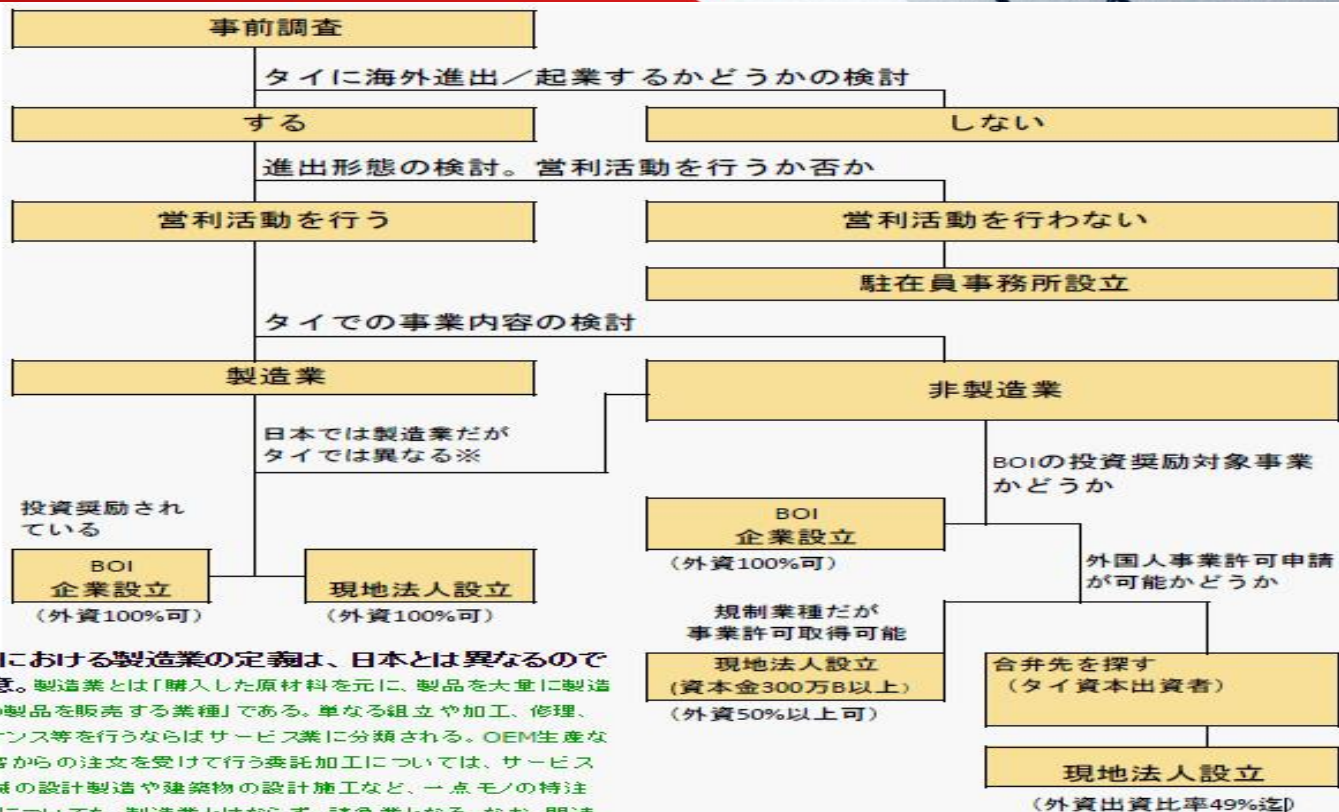
### ● 機器供給契約 (Equipment Supply Agreement)

供給範囲、価格及び納期などが契約書の主な内容となる。

## 会社設立の流れ: 非公開株式会社

- 工場設計契約 (Engineering Agreement)  
設計範囲及び規格などが契約書の主な内容となる。
- 人員派遣契約 (Personnel Dispatch Agreement)  
派遣者の取扱及び供給などが契約書の主な内容となる。
- 原料供給契約 (Raw Materials Supply Agreement)  
供給範囲及び価格などが契約書の主な内容となる。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社



※タイにおける製造業の定義は、日本とは異なるので要注意。製造業とは「購入した原材料を元に、製品を大量に製造し、その製品を販売する業種」である。単なる組立や加工、修理、メンテナンス等を行うならばサービス業に分類される。OEM生産など、顧客からの注文を受けて行う委託加工については、サービス業。機械の設計製造や建築物の設計施工など、一点モノの特注品生産についても、製造業とはならず、請負業となる。なお、関連会社が製造した製品や部品を販売する事は小売または卸売業となる。

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

終わりに

タイにおけるビジネス展開で関わってくる分野としては、タイ投資委員会(BOI)関連法、輸出入関連、商法・企業法関連、外国人法関連、労務・税務関連、憲法、その他政策など(資料07)。

タイ・ビジネスガイド

[https://www.smbc.co.jp/hojin/international/global\\_information/resources/pdf/info\\_asia\\_11\\_pdf020.pdf](https://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/resources/pdf/info_asia_11_pdf020.pdf)

# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

LEGAL

主な法律としては、民商法典、外国人事業法、投資奨励法、工場法、土地法、工業団地公団法、労働者保護法、労働関係法、外国人就労法、労災補償基金法、労働者技能開発促進法、労働の安全衛生及び環境に関する法律、移民法、社会保障法、関税法、歳入法典、為替管理法、会計法、製造物責任法、商標法がある。

# 起業!?

LEGAL

6月10日	場所がほぼ決定したため、会社名を弊社に知らせる。第3候補まで弊社が商務省に社名申請	弊社へのお支払い ↓
6月13日	社名決定	
6月16日	3人の発起人=株主を用意し、IDカードを弊社に持参。最初はタイ人3人の株主 サイン権者は株主のタイ人1人 資本金の設定は500万バーツ 印鑑を弊社で作成	
6月20日	場所が決定し、仮の賃貸契約も完了。 家主の住民票、IDカードのコピー、タビアンバーンのコピーももらう。	
6月21日	会社登記完了	→ 22,000バーツ 800バーツ 印鑑代
7月6日	サイン権を日本人に変更、株数、株主を日本人49%に変更	→ 7,000バーツ
7月8日	賃貸契約書を作成、サインは日本人で	
7月10日	税務登記完了	→ 5,000バーツ
7月12日	その日に区役所でレストラン許可申請	→ 書類用意のみ3,500バーツ
7月18日	日本人のビザをラオスで取得ツアール酒、たばこの許可取得 レストラン許可のための区役所の検査は25日に決定	→ 酒 2,000バーツ+実費1,650バーツ たばこ2,000バーツ+実費 40バーツ
7月20日	レストランのソフト・オープン	
7月22日	従業員4人のIDカードのコピーもらい社会保険登録	→ 社会保険加入登録3,000バーツ+実費
7月25日	区役所が店の検査に来る	
7月29日	レストラン許可取得	→ 区役所へ 10,000バーツ 弊社 7,000バーツ
8月2日	売上税、源泉税、所得税、社会保険を申告	→ 経理代行1ヵ月5,000バーツ+実費
8月4日	労働許可証の申請	
8月18日	労働許可証取得	→ 18,500バーツ(実費3,100バーツ)
8月20日	カシコン銀行で口座開設	→ 口座書類用意 3,500バーツ
9月20日	Bビザ更新	→ 実費1,900バーツ

# 起業!?

LEGAL



2/55 Soi Sukhumvit 41 Klongton-nua Wattana Bangkok 10110

フリーペーパーを発行しているタイ自由ランドでは、別途、経理専門のJJP ACCOUNTING社で、タイで起業する日本人個人、法人のための会社設立からビザ、労働許可証取得、レストラン、SPA、フィットネスなどの営業許可証取得、毎月の会計申告代行などの業務を行っています。日本語での対応もでき、15年の実績があり、現在も顧客は多数。

**会社設立で商務省に支払う手数料が5月より改定されており、弊社でも資本金500万バーツ以下の会社設立の場合、一律に22,000バーツとなっております。**

## 料金表

**資本金500万バーツでの会社設立がお勧め!**

会社登記、税務登記	จดทะเบียนบริษัท เอกสารยื่นคำเต็ม	
会社登記 資本金200万バーツ、資本金の用意はいりません	จัดตั้งบริษัท ทุนจดทะเบียน 2 ล้านบาท	22,000/バーツ (すべて込み)
会社登記 資本金400万バーツ、資本金の用意はいりません	จัดตั้งบริษัท ทุนจดทะเบียน 4 ล้านบาท	22,000/バーツ (すべて込み)
会社設立以降の増資、100万〜500万バーツで	เพิ่มทุนจดทะเบียน	7,000/バーツ (すべて込み)
会社設立内容の変更	จดทะเบียนแปลง แก้ไข เพิ่มเพิ่มบริษัท การรวมการ ผู้ถือหุ้น	7,000/バーツ (すべて込み)
会社設立内容の変更 サイン権、株主、株数変更	จดทะเบียนแปลง แก้ไข เพิ่มเพิ่มบริษัท ที่อยู่ ชื่อบริษัท	12,000/バーツ (すべて込み)
会社設立内容の変更 住所、社名変更	จดทะเบียนแปลง แก้ไข เพิ่มเพิ่มบริษัท	5,000/バーツ (すべて込み)
付加価値税 (VAT) 登記	ใบจดทะเบียน ส่วนเพิ่มของบริษัท	12,000/バーツ/年
会社登記のための場所貸し		
<b>労働許可証 (WP) 、Bビザなど</b>	<b>ใบอนุญาตทำงาน</b>	
ノンイミグランドBビザ 3ヵ月取得のためのラオス行き、書類用意のみ 別添紙3枚 30日	Non-B ใช้ซ้ำ 3 เดือน	3,500/バーツ (すべて込み)
労働許可証の新規取得1年、パスポートのBビザ1年間取得	ใบอนุญาตทำงาน 1 ปี และวีซ่า Non-B 1ปี	18,500/バーツ/年 (実費別途)
	※上記実費別途は、労働許可証1年実費→3,100/バーツ、Bビザ1年更新→1,900/バーツ	
リエントリーパーミット シングル	ขอกลับเข้ามาในราชอาณาจักรแบบครั้งเดียว	1,000/バーツ (実費1,000/バーツ)
リエントリーパーミット マルティプル	ขอกลับเข้ามาในราชอาณาจักรแบบไม่จำกัดครั้ง	1,000/バーツ (実費3,800/バーツ)
住所変更、役職変更等により、労働許可証内の内容変更	เปลี่ยนแปลงแก้ไขรายละเอียดในใบอนุญาตทำงาน	3,500/バーツ (実費1,000/バーツ)
労働許可証の返却	ยื่นขอคืนใบอนุญาตทำงาน	2,000/バーツ (実費なし)
新しいパスポートへの変更に伴う、ビザ内容の写し	ยื่นขอทำประกันลงในหนังสือเดินทางเล่มใหม่	2,500/バーツ (実費なし)
結婚ビザを持つ人で、労働許可証のみ更新1年	คนที่มีคู่สมรสงาน ขอใบอนุญาตทำงาน 1 ปี	9,000/バーツ/年 (実費3100/バーツ)
WP所有者の家族のためのノンイミグランドOビザ1年	วีซ่าติดตามสามี/ภรรยาบุคคลในครอบครัว	8,000/バーツ/年 (実費1900/バーツ)
90日ごとのイミグレーションへの出頭代行	รายงานตัว 90 วัน	500/バーツ (実費なし)
<b>毎月の会計など</b>	<b>บริการบัญชีรายเดือน</b>	
毎月の会計申告 (VAT、所得税、社会保険、源泉徴収税などすべて) 月間報告書5枚以下4,000/バーツ	ยื่นแบบภาษีต่างๆ (ภพ.30 ภพ.3 ภพ.53 ประกันสังคม) และสรุปรายการบัญชีทุกประเภท	5,000/バーツ/月 (実費別途)
社会保険加入登録	ยื่นทะเบียนประกันสังคม (ยื่นทะเบียนนายจ้าง)	3,000/バーツ (実費別途)
個人所得税申告 (ポーオーダー91) (年間)	ยื่นภาษีเงินได้บุคคลธรรมดา (ภพ.91) ต่อปี	2,500/バーツ/年 (実費別途)
会社の半期決算	ยื่นการงบการเงินและสรุปรายการบัญชีรายปี	3,000/バーツ/年 (実費別途)
会社の年間決算、公認会計士承認	ยื่นการงบการเงินและสรุปรายการบัญชีรายปี	22,000〜23,000/バーツ/年 (実費別途)
委任状を出し、税務署に代わりに出頭し、説明する場合	กรณีเข้าพบสรรพากรเพื่ออธิบายหรือชี้แจงต่างๆ	3,000/バーツ (実費なし)
V A T付き正式請求書サンプル作成	จัดทำตัวอย่างใบกำกับภาษี	1,000/バーツ (すべて込み)
銀行口座開設用の書類作成	เอกสารสำหรับเปิดบัญชีเงินฝากธนาคาร	3,500/バーツ (すべて込み)
従業員への給料支払書作成	จัดทำสลิปเงินเดือนหน้าพนักงานแบบครบถ้วน	2,000/バーツ (すべて込み)
就業規則作成	จัดทำคู่มือพนักงานและข้อมูลนิติจากกระทรวงแรงงาน	10,000/バーツ (実費別途)
従業員の雇用契約書サンプル作成	จัดทำร่างสัญญาจ้างงาน	3,000/バーツ (実費なし)
<b>その他のサービス</b>	<b>บริการอื่น ๆ</b>	
輸出入のカスタムサービス取得	บริการนำเข้าและส่งออกของบริษัท	5,000/バーツ (実費別途)
輸入及び、国内製たばこ販売許可取得	ใบอนุญาตขายบุหรี่ในต่างประเทศ	2,000/バーツ (実費別途)
輸入及び、国内製酒類販売許可取得	ใบอนุญาตขายสุราในต่างประเทศ	2,000/バーツ (実費別途)
レストラン営業許可取得	ใบอนุญาตจำหน่ายและสองอาหาร	7,000/バーツ (実費別途)
上の3項目合わせて2年目からの更新	ข้อ 1-3 ตั้งแต่วันที่ 2	4,000/バーツ/年 (実費別途)
旅行業ライセンス・タイ国内業務取り扱い	ขอใบอนุญาตท่องเที่ยวภายในประเทศ	7,000/バーツ (実費別途)
旅行業ライセンス・タイ国外業務取り扱い	ขอใบอนุญาตท่องเที่ยวต่างประเทศ	9,000/バーツ (実費別途)
マッサージ店営業許可証	ขอใบอนุญาตร้านนวด	7,000/バーツ (実費別途)
会社閉鎖	ปิดบริษัท	15,000/バーツ + 決算費用 (すべて込み)
<b>ロングステイの1年ビザ (Oビザ) (50歳以上)</b>	<b>วีซ่า Long Stay 1 ปี (อายุ 50 ปีขึ้นไป)</b>	
駐在員で働いていて、そのままOビザに切り替える場合	ยื่นวีซ่า Long Stay 1 ปี (อายุ 50 ปีขึ้นไป)	7,000/バーツ (実費1,900/バーツ)
初めて取る人で、銀行に80万バーツがある、送金書がない	กรณีไม่มีวีซ่า 1 ปี มีเงินฝากในไทย 8 แสนบาท	15,000/バーツ (すべて込み)
日本からの年金証明があり、年間80万バーツ以上の受け取りになる	กรณีมีสมุดพกชียอนและได้รับเงินบำนาญ 800,000/ปีขึ้นไป	7,000/バーツ (実費1,900/バーツ)

お問い合わせ等はタイ自由ランド事業部 TEL02-258-0888 TEL081-566-9015 日本人担当まで



# 会社設立の流れ: 非公開株式会社

LEGAL

引用文献

タイのビジネスハンドブック

[https://fact-link.com/handbook\\_index.php](https://fact-link.com/handbook_index.php)

サバイジャイ コンサルティング

<http://sabaijaicons.com/index.html>

タイで起業、会社設立

<https://jiyuland.com/kigyo/>